改正後	改正前
（二）　六十五歳以上の者　一人につき一年間千円 （削る） （略）	（二）（三）　六十五歳以上の者　一人につき一年間千円 小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一年間四百円 （略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

第一条　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　平成二十五年四月二十六日から平成三十一年三月三十一日までの間において、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に住所を有していた分離避難者（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により当該住所の属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた十八歳に達した日以降の最初の三月三十一日までの間にある者で、その父母その他これらに準ずる者（以下「父母等」という。）が現に対象区域に居住している者をいう。以下同じ。）又はその父母等が使用する車両であって、対象区域の市町村長が当該分離避難者又はその父母等に交付した書面に、父母等と離れて暮らすこととなった分離避難者に対する支援の対象として適当と認められる移動の経路を特定するために記載された一のインターチェンジ（対象区域に存するもののうち、東日本高速道路株式会社が管理する路線に存するもの（対象区域に存するインターチェンジに隣接するものその他これに準ずるものとして当該市町村長が認めるものを含む。以下「対象インターチェンジ」という。）に限る。）から流入し又は流出し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（対象インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過する車両のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で次に掲げるもの（当該書面を提示する場合に限り、料金を徴収しない区間は、これらのインターチェンジ又は本線車道上の料金の徴収施設の間の区間（本州四国連絡高速道路の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。） イ～ト　（略） 別表第一～三　（略）	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　平成二十五年四月二十六日から平成三十一年三月三十一日までの間において、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に住所を有していた分離避難者（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により当該住所の属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた十八歳に達した日以降の最初の三月三十一日までの間にある者で、その父母その他これらに準ずる者（以下「父母等」という。）が現に対象区域に居住している者をいう。以下同じ。）又はその父母等が使用する車両であって、対象区域の市町村長が当該分離避難者又はその父母等に交付した書面に、父母等と離れて暮らすこととなった分離避難者に対する支援の対象として適当と認められる移動の経路を特定するために記載された一のインターチェンジ（対象区域に存するもののうち、東日本高速道路株式会社が管理する路線に存するもの（対象区域に存するインターチェンジに隣接するものその他これに準ずるものとして当該市町村長が認めるものを含む。以下「対象インターチェンジ」という。）に限る。）から流入し又は流出し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（対象インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過する車両のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で次に掲げるもの（当該書面を提示する場合に限り、料金を徴収しない区間は、これらのインターチェンジ又は本線車道上の料金の徴収施設の間の区間（本州四国連絡高速道路の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。） イ～ト　（略） 別表第一～三　（略）

附　則

この告示は平成三十年四月一日から施行する。